

○除排雪対策本部について

1 設置期間・場所

令和7年11月1日（土）～令和8年3月31日（火）
本庁舎3階 道路維持課内

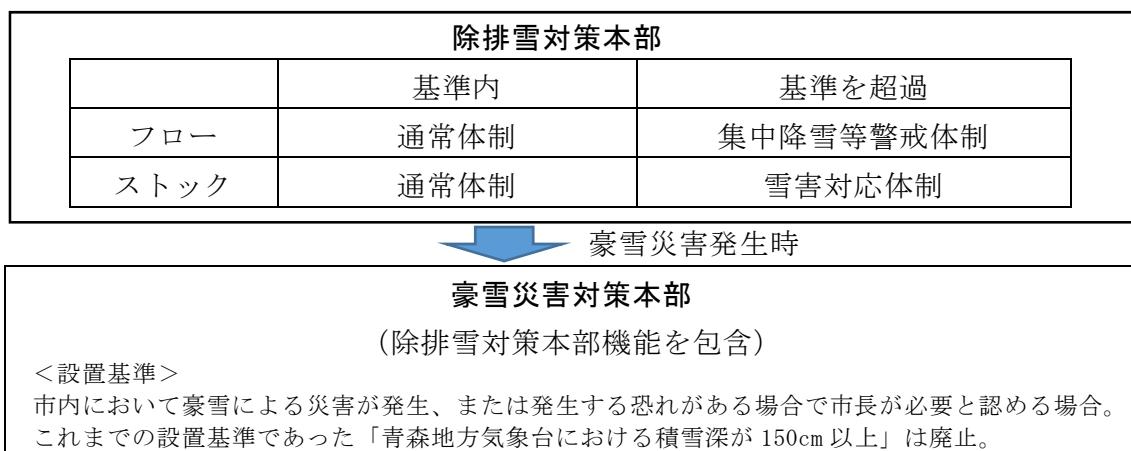
2 除排雪対策本部の体制

除排雪対策本部では、降雪量（フロー）と積雪深（ストック）に着眼した雪対策事業を整理し、急激な降雪や寒暖変化等、基準を超えたフローに対する取組が必要となった場合には、除排雪対策本部を「通常体制」から「集中降雪等警戒体制」に移行する。

また、積雪深が基準を超えたストックに対する取組が必要となった場合は、「通常体制」から「雪害対応体制」に移行する機動力を備えた本部体制とする。

これにより豪雪対策本部は設置しないものとする。

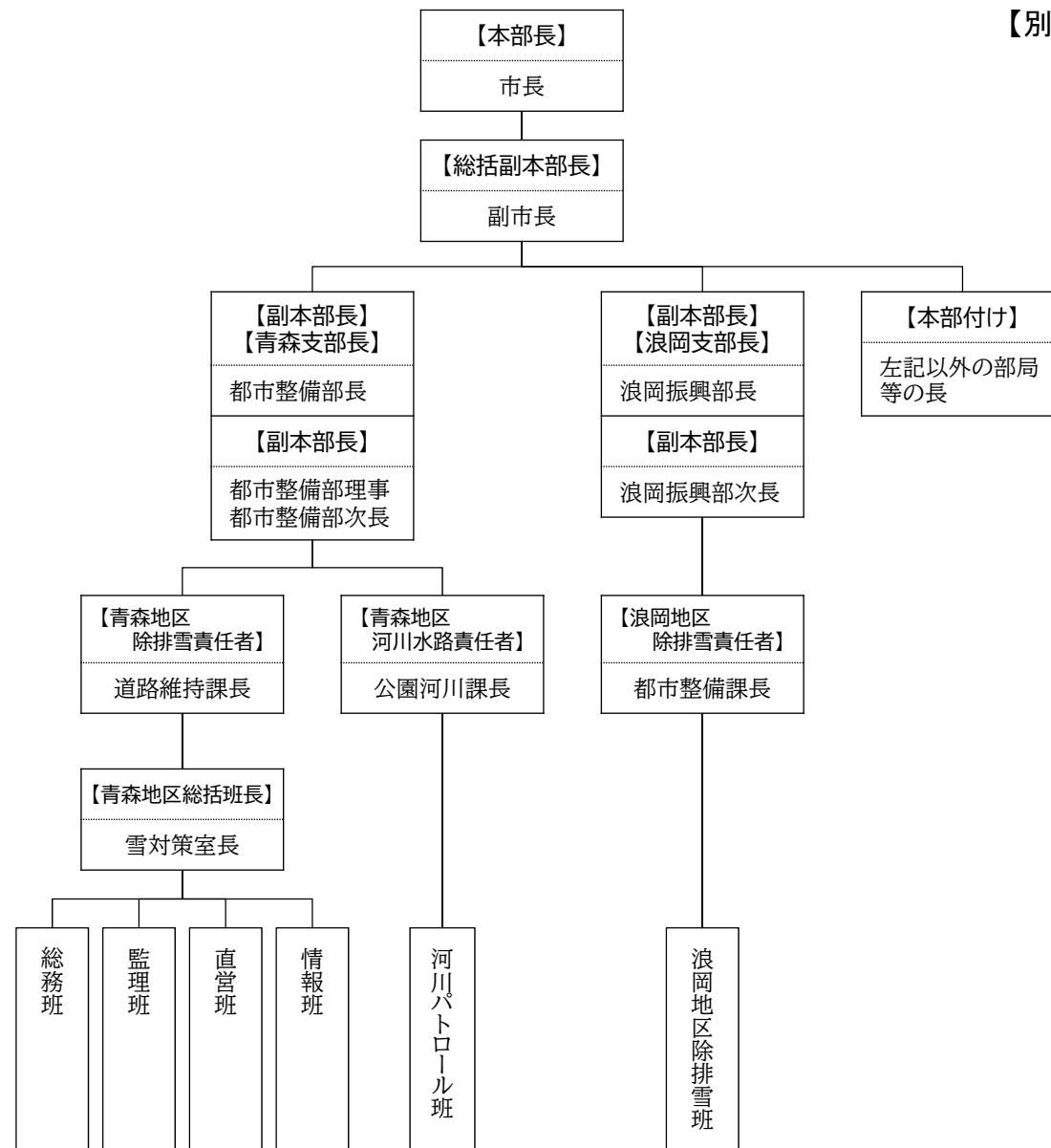
3 見直し後の本部体制



＜集中降雪等警戒体制及び雪害対応体制の移行・解除基準＞

	集中降雪等警戒体制	雪害対応体制
移行基準	<p>＜数値基準＞</p> <p>▷市内の観測地点（花園、浪岡）における過去72時間降雪量が55cm以上または過去24時間降雪量が25cm以上</p> <p>＜生活影響基準＞</p> <p>▷市内主要道路での交通障害や物流の遅延が顕著に発生</p> <p>▷児童・生徒の通学困難など教育環境に大きな影響が発生</p> <p>▷降雨（暖気）により路面や生活道路がシャーベット化（ジャケ）し、交通障害・歩行困難が顕著</p>	<p>＜数値基準＞</p> <p>▷市内の観測地点（花園、浪岡）における積雪深が100cmを超えた場合もしくは超えることが見込まれる場合</p> <p>＜生活影響基準＞</p> <p>▷高齢者世帯等において日常生活が困難になる場合があるなど、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがある場合</p>
解除基準	<p>解除に際しては、工区・路線の除雪作業が一巡していることを前提条件とする。</p> <p>＜数値基準＞</p> <p>▷市内の観測地点（花園、浪岡）における過去24時間降雪量が10cm以下及び過去72時間降雪量が横ばいまたは減少傾向</p> <p>＜生活影響基準＞</p> <p>▷市内主要道路の交通が正常化</p> <p>▷児童・生徒の通学困難が解消</p>	<p>＜生活影響基準＞</p> <p>▷市内の観測地点（花園、浪岡）における積雪深が100cmを下まわり、それ以後の降雪状況や道路状況など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への支障が生じるおそれがない場合</p>

【別紙1】



【別紙2】

